

令和元年 上里町教育委員会 第8回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和元年第 8 回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和元年 8 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分
場 所 上里町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 議案第 25 号 平成 31 年度上里町教育予算 (9 月補正) について
- (2) 議案第 26 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する
条例について
- (3) 議案第 27 号 上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部
を改正する要綱について
- (4) 議案第 28 号 平成 31 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (5) そ の 他
・上里町教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検及び評価報告について

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和元年第8回上里町教育委員会会議録

招集月日		令和元年 8 月 2 8 日（水）			招集場所		上里町役場 3階 教育委員会室				
会議日程		開 会		午後 1 時 3 0 分			閉 会		午後 2 時 2 0 分		
招集者及び宣告者			教育長 下山 彰夫				議 長		教育長 下山 彰夫		
委員出席状況	教 育 委 員				説 明 の た め に	出 席 し た 職 員	学校教育課長		高橋 淳		
	教 育 長		○ 下 山 彰 夫				生涯学習課長兼郷土資料館長		伊藤 覚		
	委 員		○ 阿久戸 嘉彦				学校教育指導室長補佐		松本 顕記		
	委 員		○ 安 藤 寛 和				学校教育課教育庶務係長		山田 真奈美		
	委 員		○ 島 崎 勝								
	委 員		× 相 川 崇 樹								
	※出席者○印・欠席者×印										
会議進行状況	1. 開会			＜挨拶・開会宣言＞							
	教育長										
	2. 前回会議録の承認			前回会議録の確認をお願い致します。ご不明点等ございましたらご発言願います。							
	教育長										
	安藤委員			11 ページ上段、教育長の発言文中の漢字の訂正をお願いします。							
	教育長			事務局は会議終了後議事録を訂正し、再配布をお願いします。今回の会議録署名委員は、阿久戸委員をお願い致します。							
	3. 議事			それでは本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は議案が 4 件、その他で点検評価報告が 1 件であります。							
	教育長			なお、議案第 25 号平成 31 年度上里町教育予算 9 月補正、議案第 26 号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例及び、議案第 28 号平成 31 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定については、会議の内容を非公開とさせていただきます。							
				では、議案第 25 号平成 31 年度上里町教育予算 9 月補正について、を議題といたします。事務局説明願います。							
	教育庶務係長			始めにお願い申し上げます。本案と次の議案第 26 号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例は、上里町 9 月議会							

		教育長に対する事務委任規則に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。
		＜内容説明・質疑応答は非公開＞
会	教育長	議案第 26 号については、事務局より説明がありました内容で、上里町 9 月議会定例会へ上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	委員	＜異議なし＞
議	教育長	議案第 26 号は提案のとおりご同意を頂きましたので、この内容で、9 月議会定例会に上程をさせていただきます。
		次に議案第 27 号上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する要綱について、を議題とします。事務局説明願います。
進	教育庶務係長	ご提案申し上げました、議案第 27 号上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する要綱について、説明申し上げます。
		提案理由でございますが、学齢簿及び就学援助システムの導入に伴い、効率的な運用を図るため、所要の改正を行いたく、本案を提出するものです。
行		概要及び内容について、説明いたします。始めに概要でございますが、就学援助の申請にあたり必要としております、学校長及び民生児童委員の所見の添付を申請要件から除くものです。次に一括認定の実施時期を 6 月とし、認定期間を 7 月から翌年 6 月までの間と改正するものです。また、これらの改正に併せ、文言の整理、項目の追加等を行うものです。
		次に内容ですが、申請の際に添付を求めておりました、学校長及び民生児童委員の所見を、関係者の負担軽減並びに申請を容易にするため、必要に応じて意見を求めることが出来るように改正するものです。
状		また、認定作業においては、毎年 3 月に一斉認定を行い、認定期間を 4 月から翌年 3 月までとしておりましたが、前年分の所得が確定する 6 月に一斉で認定作業を行う事により、システムでの判定が可能となるものです。なお、一斉認定月の改正に伴い、認定期間を 7 月から
況		

会		1確かな学力と自立する力の育成。2豊かな心と健やかな体の育成。3質の高い学校教育を推進するための環境の充実。4家庭・地域の教育力の向上。5生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進。の5つでございます。
		今後につきましては、評価を基に課題解決へ向け方策を立て、学校・家庭・地域の連携と協力を推進する中で、次世代を担う子供たちを育むとともに、全ての町民の生涯にわたる学びの支援に取り組んで参りたいと考えております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。
議	教育長	只今報告がありましたのは、本年3月31日までに教育委員会が取り組みました事業について、内容を確認・点検し、評価をしたものであります。細かく評価結果を説明しますと膨大な時間を要す事となりますので、概略を説明させて頂きました。このため、報告書につきましては、後程お目通しをして頂いて、ご質問・ご不明点等ございましたら、指導室までお問い合わせ頂くか、次回の教育委員会時にお申し出て頂ければと思います。
		また、この点検評価報告は9月の議会全員協議会において議員の皆様にも報告させていただきます。
		なお、令和元年度は基本目標が10になりました。これは埼玉県の基本目標が10になった事に伴い、増えたものです。
		この件に関しましては、以上となります。その他委員の皆様からご意見等ございましたら、お願いいたします。
進		
行		
状	阿久戸委員	先程の要綱改正について、校長先生と民生委員の所見が不要となり、申請がしやすくなったという事ですが、この事によって、就学支援制度の存在・情報について、保護者の知る機会が減ったりはしませんか。例えば、民生委員からの声掛けで申請したような方はいないのですか。
況	教育庶務係長	支援制度の情報提供は大半が学校からで、入学前説明会など、機会を見て保護者には情報提供をしています。また、学級費や給食費の入金遅れや未納が続くような、気に掛かる保護者にも学校から情報を提供しています。
		阿久戸委員

会 議 進 行 状 況	教育長	では、次回の定例教育委員会は、9月25日水曜日、午後1時30分より、役場3階教育委員会室で行います。
	6. 閉 会	本日の議事につきましては全て終了しました。
	教育長	以上で、8月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。 皆様、ご苦労様でした。
		会議録署名人（教育長）
		会議録署名人（委員）
		会議録調製者（学校教育課長） 高橋 淳